

## 生活排水 水洗化のお願い

下水道や合併処理浄化槽は、衛生的で快適な生活環境を築くだけでなく、河川や海などの水質汚濁を防ぐ、自然を守るための重要な施設です。

八雲町における下水道の施設整備は、ほぼ完了していますが、八雲町の水洗化率は91・9%(平成28年度末)と、近年は伸び悩んでいる状況にあります。

生活環境のより一層の向上のためにも、まだ下水道に接続していない方につきましては、すみやかに下水道へ接続されますようお願いいたします。また、下水道整備区域外の方に係る水洗化につきましては、合併処理浄化槽の設置に対する町の補助制度もありますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】  
環境水道課下水道係  
☎0137-63-2020

## 処理費用無料 廃小型家電の 拠点回収について

八雲町では、小型家電リサイクルの取り組みを推進しています。廃棄となる小型家電の回収率を促進するため、廃小型家電リサイクルの拠点回収事業を実施します。不要になった小型家電がありましたらこの機会にお持ちいただき処理してください。

【回収場所】  
はびあ八雲

(正面入り口前広場)

【実施日時】 9月16日(土)

午前9時～11時

【回収する小型家電】

ノートパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、ゲーム機、電源アダプタなど

【回収しないもの】

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、デスクトップパソコンおよび周辺機器、その他大型の電化製品

【問い合わせ先】

八雲町衛生協会事務局  
(環境水道課環境衛生係)  
☎0137-63-2020

## 八雲町合葬墓のご案内

八雲町では、八雲墓地(豊河町11-1)内に八雲町合葬墓を設置し、平成28年7月1日より供用を開始しています。

【合葬墓とは】  
合葬墓は、ひとつのお墓に多くのご遺骨を一緒に埋蔵す

る新しい形のお墓です。現在、お墓を所有していない方、お墓は所有しているがお墓の承継者がいないため撤去(墓じまい)を考えている方、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方、生前に自己のご遺骨の埋蔵場所を確保してお

きたい方のためのお墓であり、八雲町が永代にわたり管理を行います。

【使用について】

八雲町に住所がある方はもちろん、生前予約以外は町外の方も使用できます。

使用料金は、条件により異なり、表のとおりです。

使用を希望される方は、申請のうえ使用許可を受けていただく必要がありますので手続きを行ってください。

なお、合葬墓に埋蔵されたご遺骨は、返還することができませんのでご注意ください。

【申し込み・問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係  
☎0137-63-2020

## ■使用料金

区分	条件	使用料
焼骨1体	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に3か月以上住所を有したことがある場合、または生前予約の場合	30,000円
	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に住所を有した期間が3か月未満の方および町外の方 ※生前予約はできません	45,000円
改葬焼骨2体まで	八雲町内の墳墓からの改葬	30,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	45,000円
改葬焼骨3体以上	八雲町内の墳墓からの改葬	50,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	75,000円
記名板※刻字1体分	希望により埋蔵された方の氏名を刻字	40,000円

